

平成31年度

国民健康保険証の切替時期です

～国民健康保険税の納め忘れはありませんか～

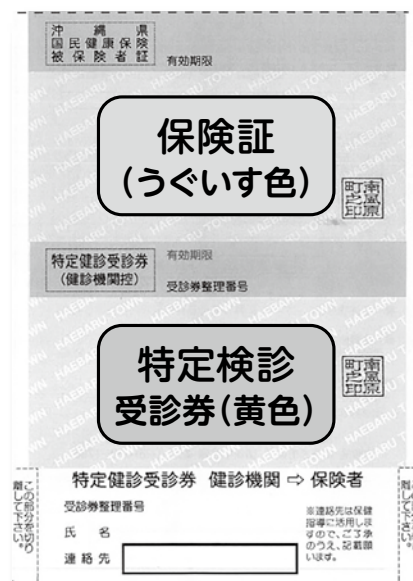
お持ちの国民健康保険証の有効期限は3月31日までです。

4月からは使用できませんのでご注意ください。

※次の世帯は届出が必要です。

- 世帯員の増減がある(転入、転出、転居など)
- 世帯員で社会保険などに加入した人がいる
※手続きには社会保険に加入した方全員の
社会保険証(写し)が必要です。
- その他の届出がまだの場合

新しい保険証は
鶯(うぐいす)色だよ!



国民健康保険証が送付されなかった世帯へ

☆平成30年度8期以前(1月31日納期限)に未納のある世帯へ「国民健康保険被保険者証の更新について」の案内ハガキをお送りしております。

下記の期日に役場1階 国保年金課で納付して保険証を切替ください。

保険証が送付されなかった世帯の切替日程表

月 日	行 政 区	受付時間
3月4日(月)	与那覇・宮城	9:00～11:30
	大名・新川・東新川	13:00～16:30
3月5日(火)	宮平・慶原・北丘ハイツ・宮平ハイツ	9:00～11:30
	兼城・本部	13:00～16:30
3月6日(水)	喜屋武・照屋	9:00～11:30
	山川・神里	13:00～16:30
3月7日(木)	津嘉山	9:00～16:30
3月8日(金)	兼本ハイツ・第一団地	9:00～11:30
	第二団地	13:00～16:30

★納付が困難な場合は、納付相談を受け付けております。

国保滞納税は放置せずにご相談ください。

★4月1日(月)は国保税第10期の納期限です。

【問い合わせ先】国保年金課 ☎889-1798

平成31年4月より 国民健康保険の税率が 改正されます!

【平成30年度まで(改正前)】

	合計
所得割	10.45%
均等割 (一人あたり)	27,400円
平等割 (一世帯あたり)	29,200円

【平成31年度から(改正後)】

	合計
所得割	11.22%
均等割 (一人あたり)	35,300円
平等割 (一世帯あたり)	29,200円

⇒ 所得割 0.77%増

⇒ 均等割 7,900円増

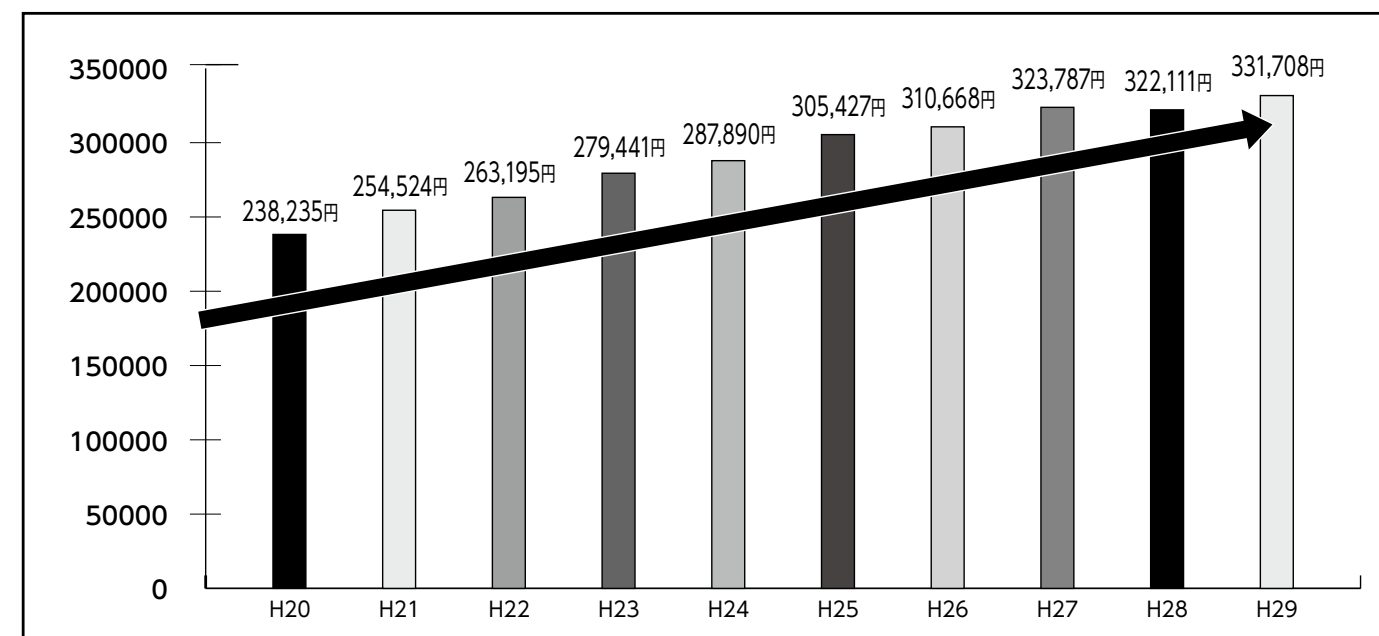
Q. なぜ国保税が上がるの?

A. 一人あたりの医療費が増大しています。

一人あたりの医療費(年間)

平成20年度: 238,235円 → 平成29年度: 331,708円

約1.4倍も増加!



これまで国民健康保険の運営は、市町村が単独で行ってきましたが、平成30年度からは沖縄県が財政運営の責任主体となっており、本町も医療費等を支払うための納付金を県に納めています。しかし、本町の国民健康保険の一人あたりの医療費は年々増加しており、平成12年度から改正されていない現在の税率では納付金を納めることが困難なため、平成31年度より国民健康保険税について改正を行うことになりました。

今後とも、国保運営にご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

◆ご不明な点等ございましたら下記のご連絡先にお問い合わせください。

【お問い合わせ】 国保年金課 保険税班 ☎889-1798